

2021年4月21日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 工藤 誉大
(TEL. 03-6373-1111)

特別事業計画の変更の認定について

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対し、2020年4月24日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を本年3月31日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

また、同計画に、原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方を記載いたしました。

当社といたしましては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以 上

添付資料：特別事業計画の変更の概要

参 考：新々・総合特別事業計画（抄）

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方を記載するとともに、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

- 要賠償額の見通し
出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたこと等から、要賠償額は4,394億円増加し、12兆3,216億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- ・ 出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長による増加等
…約1,421億円
 - ・ 除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたことによる増加等
…約2,972億円
- 原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方
賠償請求において、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々の御事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応し、最後の一人まで賠償貫徹する旨を記載。

以上

新々・総合特別事業計画（抄） （第三次計画）

当資料では、2020年4月に認定を受けた新々・総合特別事業計画から変更があった項目のみを記載し、変更箇所を赤字とした。

2017年5月18日（認定）

2017年7月26日（変更認定）

2018年4月24日（変更認定）

2019年4月23日（変更認定）

2019年10月23日（変更認定）

2020年4月24日（変更認定）

2021年4月21日（変更認定）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
東京電力ホールディングス株式会社

<目次>

目次中の赤字は変更があった項目

1. 新々・総合特別事業計画（第三次計画）の全体像	2
(1) 策定に当たって（背景）	2
(2) 東電のこれまでの取組と評価	3
(3) 新々・総特の枠組み、経営の基本方針	3
2. 事業戦略	10
I) 福島事業	10
(1) 賠償	10
(2) 復興	13
(3) 廃炉	15
II) 経済事業	26
(1) 燃料・火力事業（東京電力フュエル&パワー）	26
(2) 送配電事業（東京電力パワーグリッド）	29
(3) 小売事業（東京電力エナジーパートナー）	33
(4) 原子力事業	36
(5) 再生可能エネルギー事業等	40
(6) コーポレート機能	42
3. 資産及び収支の状況に係る評価	46
(1) 収支の見通し	46
(2) 資産と収支の状況に係る評価	52
4. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力要請	53
(1) 経営責任の明確化のための方策	53
(2) 金融機関及び株主への協力要請	53
5. 資金援助の内容	55
(1) 東京電力ホールディングスに対する資金援助の内容及び額	55
(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源	56
6. 機構の財務状況	57

1. 新々・総合特別事業計画¹（第三次計画²）の全体像

（1）策定に当たって（背景）

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故（以下、「福島原子力事故」という。）から6年、「新・総合特別事業計画」（以下、「新・総特」という。）の策定から3年が経過した。今回原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）は、東電³経営の根幹である総合特別事業計画を全面的に改訂し、「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」（以下、「新々・総特」という。）を策定することとした。

福島原子力事故への対応こそが東電の原点であり、福島への責任を果たすために東電が存続を許されたということは今後も不変である。東電は、この使命を肝に銘じ、福島を始め被災者の方々が安心して、社会の理解を得られるよう万全を期すとともに、廃炉も含めた事故の責任を全うしなければならない。また、今後は特に、廃炉事業の完遂と、これまで国が実質的に立て替えてきた多額の賠償等の費用の償還原資を東電がどう捻出するかが焦点となる。東電は、今般策定する新々・総特に基づき、非連続の経営改革をやり遂げることで企業価値を向上し、これにより、国民負担の抑制と国民還元を実現しなければならない。

他方において、新・総特策定後、東電を巡る環境は大きく変わった。

第一に、福島原子力事故関連の必要資金規模の拡大である。新・総特においては、被災者賠償5.4兆円、廃炉2兆円、除染2.5兆円、中間貯蔵1.1兆円を合わせて総額11兆円の資金規模を想定した。また、これらの資金を捻出するため、経営合理化、ホールディングカンパニー制導入、包括的アライアンス等の施策を掲げ、これらは一定程度進捗してきた。しかし、国の「東京電力改革・1F問題委員会」（以下、「東電委」という。）においては、福島原子力事故に関連した必要資金規模は、被災者賠償8兆円、廃炉8兆円、除染・中間貯蔵6兆円の合計約22兆円へと倍増すると試算されている。もとより現在でも、これらの資金は東電のみが負担しているの

¹新々・総特は、2020年4月等に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項に基づく変更認定を受けた。その後、2021年3月に損害賠償に万全を期すため、同法第41条第2項第2号（要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策）等に係る内容の変更について主務大臣への認定を申請。今回の申請では内容変更しない事項については、経営環境の変化等を踏まえて精査する必要があるため、当面は現行の記載内容に沿った取組を進めることとし、適切な時期に改めて所要の変更について検討するものとする。

²これまで認定された特別事業計画について、総合特別事業計画（2012年5月9日認定）を第一次計画（以下、「旧総特」という。）、新・総合特別事業計画（2014年1月15日認定）を第二次計画と整理し、今般策定する新々・総合特別事業計画は第三次計画とする。

³東電HD、東京電力フュエル&パワー株式会社（以下、「東電FP」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下、「東電PG」という。）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電EP」という。）の4社を総称して東電と表記する。

ではなく、一般負担金というかたちを通じて電気の需要家が負担し、また、国の予算措置というかたちで税金により賄われていることを銘記する必要がある。しかしながら、その必要資金規模の主たる部分を東電が確保しなければならないこともまた明白であり、東電委においてもその額は約 16 兆円と試算されている。

第二に、国内電力市場を巡る事業環境も大きく変貌した。電力自由化により首都圏では特に競争が激化し、既に約 11%⁴のお客さまが東電 EP から新電力へ契約を切り替えている。特に、昨年度から自由化された低圧分野での切り替えのペースは、自由化先進国と比較しても決して遅くない。また、電力需要は構造的に減少が見込まれると同時に、高経年化設備への対応やデジタルライゼーションの進展、再生可能エネルギーの拡大等が同時進行しており、事業経営としては、電気事業収益が減少見込みである一方、投資・費用が増大していく見込みである。一方で、世界的な視野で電力産業をみれば、アジア等海外では電力需要の増加が見込まれるとともに、温暖化対策への機運も高まっている。

(2) 東電のこれまでの取組と評価

<略>

2. 事業戦略

I) 福島事業

(1) 賠償

① 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための基本的考え方

東電は、引き続き、新・総特で掲げた「3つの誓い」に基づき、迅速かつ適切な賠償を実施していく。

(i) 最後の一人まで賠償貫徹

- ・福島原子力事故により避難を余儀なくされた被害者の方が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方に寄り添い、最後の一人まで賠償を貫徹する。
- ・賠償請求においては、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々の御事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応する。
- ・避難をされた個人の方からの賠償請求は概ね進捗しているが、法人・個人事業主等における個別のご事情等でご請求に至っていない被害者の方に対して、個々の要請に応じて丁寧に対応するものとする。また、原子力損害賠償紛争審

⁴ 販売電力量ベース。

査会の中間指針⁵第四次追補関連等の個人賠償に係る未請求の方に対しても、同様に丁寧に対応していく。

(ii) 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底

<略>

(iii) 和解仲介案の尊重

<略>

② 原子力損害の状況と要賠償額の見通し

東電は、中間指針に示された損害項目に対応して賠償に取り組んでおり、2020年4月に変更認定を受けた新々・総特において、要賠償額の見通しを11兆8,822億400万円に見直した。しかしながら、出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたこと等を踏まえて見直した結果、要賠償額の見通しは12兆3,216億3,600万円となった。

なお、実際の賠償支払の実績を踏まえて賠償額を算定することが必要な項目等について、時間の経過とともに要賠償額が更に増加せざるを得ないような場合には、今後とも、賠償の支払に支障が生じることのないよう、所要の資金援助を求めていく。

⁵ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

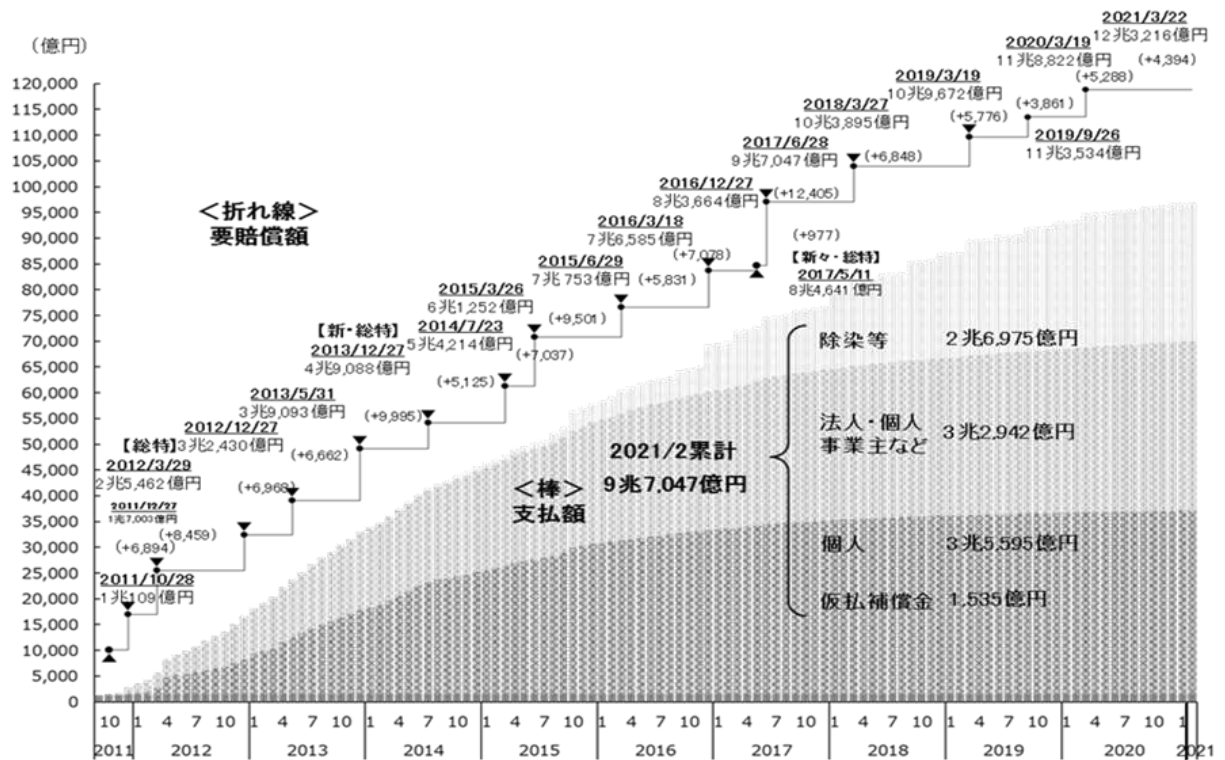
【項目別賠償額】

	要賠償額 (今回変更計画)	賠償合意実績 ^{※1} (2021年2月末現在)
I. 個人の方に係る項目	20,758億円	19,987億円
検査費用等	3,447億円	2,780億円
精神的損害	10,981億円	10,896億円
自主的避難等	3,625億円	3,625億円
就労不能損害	2,704億円	2,685億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	32,093億円	30,814億円
営業損害、出荷制限指示等による損害及び風評被害	24,563億円	24,023億円
一括賠償（営業損害、風評被害等）	3,291億円	2,576億円
間接損害等その他	4,238億円	4,213億円
III. 共通・その他	22,358億円	19,309億円
財物価値の喪失又は減少等	15,414億円	14,447億円
住居確保損害	6,694億円	4,611億円
福島県民健康管理基金	250億円	250億円
I～III. 被災者賠償 小計	75,210億円	70,111億円
IV. 除染等^{※2}	48,005億円	26,975億円
合計	123,216億円	97,087億円

※1 振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しない。

※2 閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



(2) 復興

<略>

(3) 廃炉

<略>

II) 経済事業

<略>

3. 資産及び収支の状況に係る評価

<略>

4. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力要請

(1) 経営責任の明確化のための方策

<略>

(2) 金融機関及び株主への協力要請

① 金融機関への協力要請

これまで、旧総特及び新・総特における協力要請を踏まえ、取引金融機関は、追加与信実行、与信の維持、「責任と競争」の両立に資する成長資金の供与並びにホールディングカンパニー制への移行及び JERA の設立等の了承により、東電の「責任と競争」の両立に向けた取組に貢献している。

他方で、賠償・廃炉費用の負担に係る状況は大きく変化しており、今般の国による廃炉等積立金制度の創設等の制度措置の実施、東電 HD による廃炉資金捻出に向けた一層の経営改革等を踏まえ、全ての取引金融機関に対して、新々・総特の目的の達成に向けた協力として、以下の事項について、機構及び東電 HD との協議の結果に応じて、適切な対応を行うことを要請する。

i) 旧総特での協力要請の記載の通り、全ての取引金融機関が、引き続き借換え等により与信を維持すること⁶。

ii) 主要取引金融機関が、公募社債の発行状況等を踏まえ、機構及び東電 HD との協

⁶ 対象期間は、2022年3月末日まで。

議の結果に従い、追加与信の実行及び短期の融資枠の設定を行うこと⁶。

- iii) 東電 HD 及び各基幹事業会社の新たな取組を通じた企業価値の向上及び福島復興への貢献を図る観点から、機構及び東電 HD との協議の結果に従い、個々の債務の性格及び資金需要等に応じつつ、債務の履行に特段の支障がないことを前提に、東電 HD 及び各基幹事業会社に与信を行うこと。
- iv) 上記の場合において、一般担保による与信の総量が震災時における額の範囲を超えると見込まれる場合には、新々・総特の着実な履行等を勘案しつつ、新たな一般担保は付与しないこととするとともに、一般担保総量が毎年度継続的に減少していく運用とすること。
- v) 全ての取引金融機関は、新々・総特の着実な履行等を踏まえ、債務の履行に特段の支障がないことを前提に、今後新規に契約される融資について、できるだけ早期に私募債形式によらないこととするよう、機構及び東電 HD との間で真摯に協議すること。特に、主要取引金融機関においては、この目的の達成のため引き続き特段の配慮をすること。
- vi) 包括的アライアンスによるリプレース等のため JERA に引き続き資産の移転等を行うこと、その他の再編・統合については、具体的な内容の合理性や既存債務の履行に特段の支障がないと確認されることを前提に、了承すること。
- vii) 電力システム改革によって創出される新たな競争環境の下での事故責任の履行に資する持続的な成長のためのアライアンス等による新たな資金調達メカニズムとして、中長期的に、戦略的な経営合理化や各基幹事業会社の成長戦略に要すると見込まれる 2 兆円規模の資金需要について、新々・総特の着実な履行が認められ、個別案件毎の内容や導入されるストラクチャー及び経済合理性等を検討し、債務履行について特段の支障がないと確認されることを前提に、必要な新規与信を行うこと。

② 株主への協力要請

<略>

5. 資金援助の内容

(1) 東京電力ホールディングスに対する資金援助の内容及び額

要賠償額の見通しが12兆3,216億3,600万円となったため、機構は東電に対し、当該要賠償額から原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東電が受領している1,889億2,666万円⁷を控除した12兆1,327億933万円⁸を損害賠償の履行に充てるための資金として交付する。

表：これまでの要賠償額・資金援助額の推移

資金援助の申請年月日	要賠償額	資金援助額（累計）
2011年10月28日	1兆109億円	8,909億円
2011年12月27日	1兆7,003億円	1兆5,803億円
2012年3月29日	2兆5,462億円	2兆4,262億円
2012年12月27日	3兆2,430億円	3兆1,230億円
2013年5月31日	3兆9,093億円	3兆7,893億円
2013年12月27日	4兆9,088億円	4兆7,888億円
2014年7月23日	5兆4,214億円	5兆3,014億円
2015年3月26日	6兆1,252億円	5兆9,362億円
2015年6月29日	7兆753億円	6兆8,864億円
2016年3月18日	7兆6,585億円	7兆4,695億円
2016年12月27日	8兆3,664億円	8兆1,774億円
2017年5月11日	8兆4,641億円	8兆2,752億円
2017年6月28日	9兆7,047億円	9兆5,157億円
2018年3月27日	10兆3,895億円	10兆2,006億円
2019年3月19日	10兆9,672億円	10兆7,783億円
2019年9月26日	11兆3,534億円	11兆1,644億円
2020年3月19日	11兆8,822億円	11兆6,932億円
2021年3月22日	12兆3,216億円	12兆1,327億円

⁷ 原子力損害賠償補償契約に関する法律第2条に定める原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月4日に受領した福島第二原子力発電所事故に対する賠償に係る補償金68,926,669,425円を含む。

⁸ 万円未満の端数は切り捨てている。

(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に関する費用の財源

<略>

6. 機構の財務状況

<略>